児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百九十九号

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定する老人控除対象配偶者」を「規定する同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）」に、「当該老人控除対象配偶者」を「当該同一生計配偶者」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の児童手当法施行令第一条の規定は、平成三十一年六月以後の月分の児童手当法の規定による児童手当の支給の制限について適用し、同年五月以前の月分の当該児童手当の支給の制限については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第五十二号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十九年十二月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　略］	（建設産業・地方整備課の所掌事務） **第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～五　同上］
六　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 ［七～四十　略］ 四十一　不動産特定共同事業の許可、小規模不動産特定共同事業の登録、特例事業及び適格特例投資家限定事業の届出の受理並びに不動産特定共同事業者、小規模不動産特定共同事業者、特例事業者及び適格特例投資家限定事業者の監督に関すること。 （企画室の所掌事務） **第八十三条**　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　略］ 四　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。 ［五～七　略］ 八　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。 ［九～十二　略］ **附　則** ［条を削る。］	六　建設業者、測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。 ［七～四十　同上］ 四十一　不動産特定共同事業の許可、特例事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第六項に規定する特例事業をいう。）の届出の受理並びに不動産特定共同事業者及び特例事業者（同法同条第七項に規定する特例事業をいう。以下同じ。）の監督に関すること。 （企画室の所掌事務） **第八十三条**　企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～三　同上］ 四　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七条第九項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。 ［五～七　同上］ 八　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士に関すること。 ［九～十二　同上］ **附　則** **第十二条**　運輸部企画室は、第八十三条各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この府令は、平成二十九年十二月一日から施行する。ただし、第八十三条の改正規定及び附則第十二条を削る改正規定は、平成三十年一月四日から施行する。